

法務研修生について

法科大学院を修了した者のうち、司法試験受験のため引き続き本研究科で自学自習を希望する者に対し、審査の上、法務研修生となることを許可し、法科大学院院生自習室およびロッカー等の利用を認める制度です。

法務研修生になることを希望する場合は、「法務研修生受入許可申請書(別記様式第1号)」に必要事項を記入の上、所定の期日(別途通知)までに東千田地区支援室へ提出してください。

なお、法務研修生の受入期間は、修了した年度の翌年度の11月末までで、当該受入期間の法務研修料は免除されます。

また、受入期間の延長を希望する者に対し、1年間の延長を認めることがあります。ただし、当該延長期間については、年額20,000円の法務研修料が必要となります。